

いじめ防止基本方針

令和 6 年度

堺市立野田小学校

目 次

1. いじめの定義と本校職員の共通理解事項について

2. いじめの校内対応組織図

3. いじめの防止及び早期発見について

4. いじめの対応について

①対応全般について

②被害児童について

③加害児童について

④その他児童、学級へのアプローチについて

5. ネット上のトラブルについて

6. いじめ防止に関する年間指導計画(案)

7. 市教委への報告について

8. 関係機関について

1. いじめの定義

～法的に定められているもの～

「いじめ防止対策推進法」より

総則・基本方針

<第2条 定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「文部科学省 いじめの定義」より

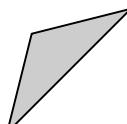
児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起きた場所は学校の内外を問わない。また、いじめか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

～本校職員で共通理解したいこと～

いじめは絶対に許される行為ではない

○人と人が関わることは、教育上はもとより、社会的にも大切なことである。いじめは人ととの関わり合いにおいて、また、その関わり合いの中で生じる環境・習慣の中で起こりうるものである。教職員の使命は、子どもたちに、人ととの関わり合いで学ぶことの大切さや素晴らしさを伝えていくことである。万が一、いじめが起きた場合には、人を思いやったり、真剣に考えたり、変わろうとしたりする機会であることを常に考えておきたい。

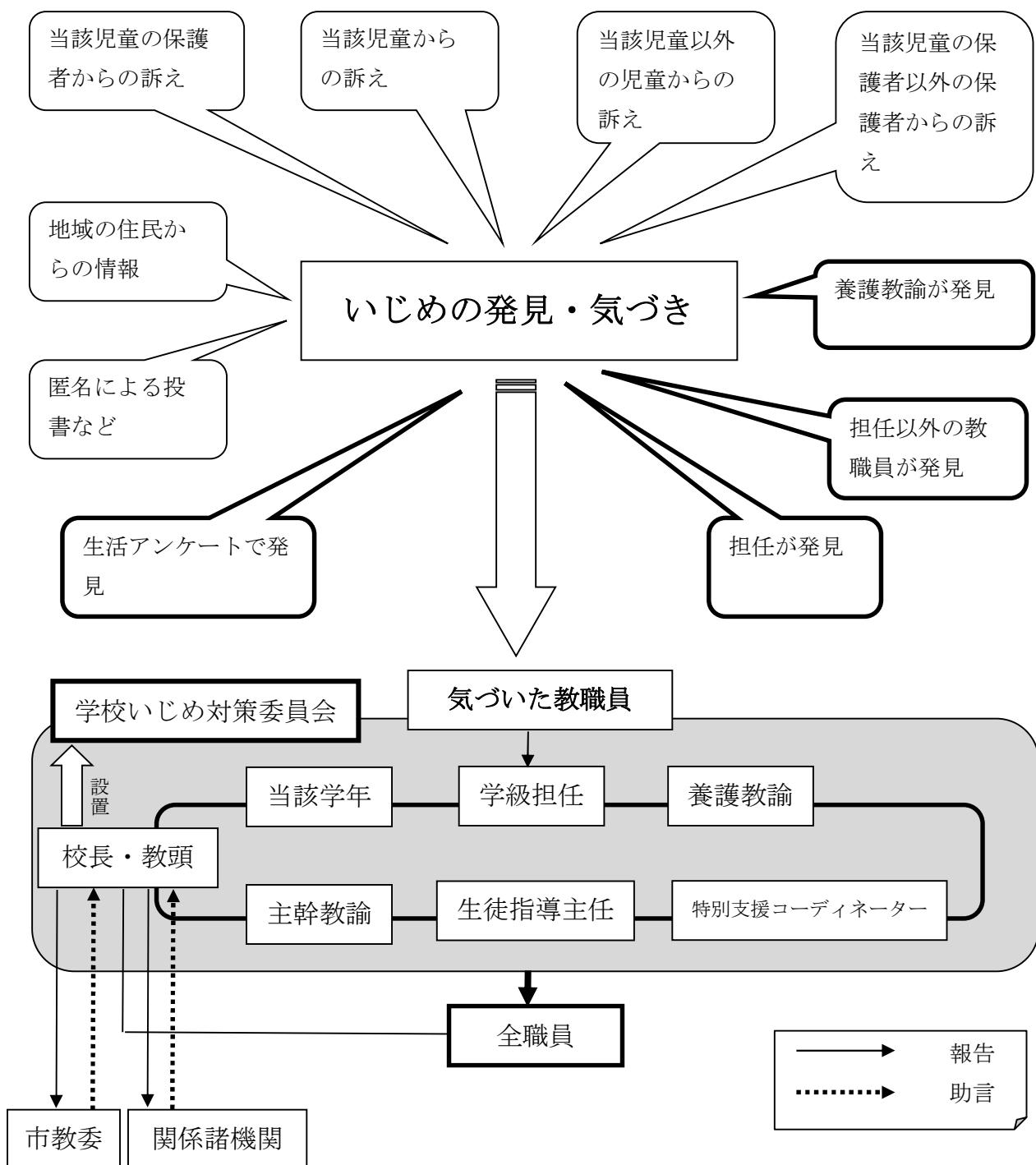
○子どもは「いじめはしてはいけないもの」と言葉では知っている。しかしながらいじめは起こってしまう。では何故起こってしまうのか。その要因として、二通りが考えられる。一つめは、いじめと認識しながら意識的にいじめ行為を行っている場合である。その場合、「いじめは許されない」という指導だけでなく、加害児童が抱えている複雑な事情や背景にあるものを考慮にいれた指導が必要である。二つめは、自分が行っている行為又は、自分のまわりで起こっていることがいじめであるとわからない場合である。教職員の鋭い視点でいじめを見抜き、その行為がいじめであるということを踏まえた指導が必要である。その為には、日頃から「嫌なことを素直に言える」「嫌なことを我慢せずに話し合える」という雰囲気も必要である。また、当事者間でいじめを解決するだけでなく、その他の児童も含めて自分自身を振り返る場をつくり、人としてのあり方や生き方を子どもと教職員・保護者とともに考えていかなければならぬ。



2. いじめの対応（校内組織について）

・いじめの発見やいじめの疑いがある場合の組織対応として位置付けている。

[連絡体制]



いじめ事象に関する報告について

- 事例を通して実態を把握し、共通理解を深めていく
＊学年会議・生指委員会・特別委員会・職員会議などで。
- 具体的な取り組み方について話し合い、効果的な指導法を見つけ出していく。
＊学年会議・生指委員会・特別委員会・職員会議などで。
- 事例を会議で報告する際について注意事項
 - 事象は的確にわかりやすく述べる。
 - どういう対応を行ったか。（対被害児童、対加害児童、対保護者、学級指導、学年集会など）

- (ウ) どういう反応があったか。
- (エ) 今後の対応や見通しなど
- (オ) 時間がかかり解決した場合であっても報告する。

『児童の実態報告のねらいと内容について』

- (ねらい) ①児童の実態を把握し、共通理解を深める。
②効果的な指導法を見つけ出していく。
③互いの指導を学び合う。

- (内容) ①いじめ及びいじめにつながる言動の実態
②学級・学年の取り組み
③その他

(iv) ケース会議について

管理職、主幹教諭、生徒指導主任、学年団、養護教諭、特別支援コーディネーター
学年団の相談により必要に応じて生徒指導主任が開催する。

3. いじめの防止及び早期発見について

[学校として]

- 人間関係のトラブルを未然に防ぐため
⇒学期に1回のアンケートの実施とアンケートを分析し、気になる児童への聞き取り等の対応を積極的に行う。
- 組織として事例に対応（教職員のたくさんの目で対応するため）
⇒月ごとの職員会議で気になる児童の報告を行う。
- 教職員のいじめの意識の向上のため
⇒生徒指導研修の実施を行う。学年間で児童の情報交換を普段から行う。

[教職員として日頃から心掛けること]

- 日頃から嫌だと思ったことは嫌だと言える雰囲気づくりに努める。（学級づくり）
- 自分で嫌なことを言えない子がいたとしても、他の子が代わりに言ってくれるような良好な人間関係の構築をめざす。
- 自分の嫌な気持ちを教師に伝えにきた子をほめる。
- 嫌なことをされている子がいることを教師に伝えにきたことで解決できたことを価値づける。
- 子どもの会話の中身や変化（急に言葉使いが荒くなったりするなど）などの様子に気をつけておく。
- 保護者にも協力をお願いする。（啓発も）
「家で気になったことがあれば、すぐに教えてください。」など
- 友だち同士の関係をよく見る。（特に休み時間の関わりを）
- 子どもの少しの変化を感じれば、担任（専科）に相談する。とくに、担任から専科の担当への連絡を密に行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと
ともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態

が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4. いじめの対応について

①対応全般について

教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織的に対応する。いじめの対応については、教職員が一人で判断するだけでなく、最低でも学年集団など複数で判断をする必要がある。

- ・いじめの事象把握については、

(1) 被害児童、加害児童を別々に聞き取る。担任・学年・担任外の先生・支援学級の先生で行う。

(2) 聞き取りの照合を必ず行う。

(3) 現場に行き確認する（子どもの動き・言動の程度の確認をする。）

- ・事の大小に関わらず、ホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）の意識を持って取り組むこと。（校長・教頭・学年主任・生徒指導主任に相談する。）

- ・生徒指導メモを活用する。

『いつ（いつから）』『どこで』『だれが、だれと、だれを』

『何を』『どのように』『なぜ』を明確にメモすること。

※メモの保管については、生徒指導主任が責任をもってファイリングし、当該児童が中学校を卒業するまで保管する。

- ・いじめの当事者の子どもや関係している子をすぐに家に帰さないこと。

※下校させてしまうと、対応が後手になりやすいため

- ・早期解決が望ましいが、十分に聞き取りを行う必要があるため、急ぎすぎず長期的な対応になることも視野にいれておくこと。

[いじめ事象発生時のまとめ]

- ・事実の正確な把握を行うこと。
- ・後々の証拠になるもの（児童・教師の言葉など）を残す。
- ・事実の誤認・矛盾・事象の飛躍・思い込みをしない。
- ・可能な限り、情報は全職員で共有する。
- ・被害、加害児童とともに、経過観察を含め、事後の指導は継続的に行う。
- ・事例の蓄積・引き継ぎを確実に行う。（必要であれば中学校にも引き継ぐこと）

②被害児童について

○共感的な受容の姿勢で十分に話を聞き、被害児童の心のケアに努める。

- ・時間をかけて、ゆっくり話を聞く。
- ・「つらかったね」「いやだったね」などの言葉で安心感を与える。

○児童だけでなく、保護者にも安心感が生まれるように対応する。

- ・どのように改善していきたいかを児童本人の意思を尊重しながら具体的な方策を児童本人と考えていく。
- ・保護者の意向に添った対応も必要なので連絡を密にする。
- ・保護者には時として、具体的な解決策を提示する必要がある。

○過去の人間関係におけるトラブルもできる限りのなかで対応する。

③加害児童について

○「いじめは許さない」という姿勢で関わる。

(基本的に話を聞くがいじめに至った心情や行為に共感はしない。)

- ・いじめの行為を早急に止めさせる。

・事実をきちんと聞き取り、加害児童の感情を評価することなく、いじめに相当する行動面について明らかにするだけでなく、人間関係・その児童の根底にある価値観についてもしっかりととらえ、指導を行い再発を防ぐ。

○自分を見つめる機会をつくりだす。（自分の言葉で話をさせること）

- ・「なぜそういうことをしてしまったのか」をしっかりとと考えさせる。

・出来事が起こった意味をしっかりとと考えさせる。

（例）いじめた子が抱えている背景（人間関係 家庭環境など）

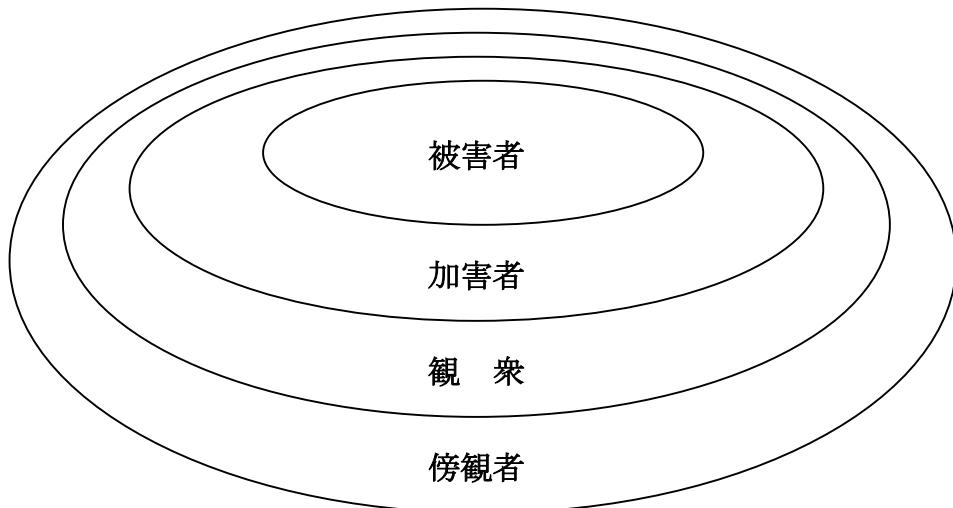
いじめている子の何がいやだったか

○たくさん目ので見守っていく体制をとる

- ・加害児童の保護者には、事実をしっかりと伝え、今後、教職員と連携しながら見守っていく旨を伝える。
- ・教職員については、授業はもとより、クラブ活動・委員会活動を含め、すべての教育活動全般において、見守っていく。

④その他児童、学級へのアプローチについて

<いじめの4層構造について>



いじめには「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬふりをする）」を加えたいじめの構造がある。

いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。

「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するためには、「加害者」だけでなく、「観衆」・「傍観者」をつくらないことをめざし、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。

「堺市 いじめ対応チェックシート」より出典

[指導上の留意点]

○自分自身の問題として考えさせる。

⇒その他児童については、「いつか加害者（被害者）になるかもしれない」ということを考えさせ、他人事ではなく、自分自身の問題としても考えさせる。

○自分の立場がどうであったかを考えさせる。

⇒その他児童については、起こっているいじめの事象についての意識が薄いと考えられる。

また、いじめはその他児童の存在で継続・深刻化している可能性もある。（いじめを容認している場合もある。その他児童を指導する際には、決して責めずに、ともにいじめを考えていくという姿勢で指導を行うものとする。）

○いじめの事実（本質）を学級で伝える。

※ただし、学級で共有する場合は、被害児童・加害児童及びその保護者と確認する

⇒いじめが起こった意味を学級でしっかり考える。

⇒「人としてはどうか」を考えさせる。

⇒個人・集団として、今後どのように解決していくかを考えさせる。

○いじめの解消について

⇒いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と判断しない。

いじめが解消している状態は少なくとも2つの要件で判断する。

①いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

5. ネット上のトラブルについて

携帯電話（スマホ）の普及、また携帯ゲーム機の通信機能などで小学生段階からネットによるトラブルが増えてくると予想される。本校では、その未然防止のため中学年から情報モラル教育に取り組む。

保護者には、持つことで便利になる反面、SNSトラブル等危険があることを十分に認識してもらえるよう啓発に努める。また、教員間でも共通理解できるよう情報の共有・研修に努めていく。

6. いじめ防止に関する年間指導計画

| 月 | 学校行事等 | いじめ防止に関する取組 | 教科等との関連 | 担当者等 | 連携する外部専門家等（市教委含む） |
|----|---|--|------------------|---|-------------------|
| 4 | 職員会議 入学式 始業式 地区別集会・集団下校 身体測定 家庭訪問 | 今年度の生徒指導に関する取組の共通理解 児童報告会 障がい理解啓発授業（各学年～3月） 生徒指導委員会・職員会議での報告 (毎月実施) 校内研修全体会 | | 生徒指導主任 生徒指導主任 教務主任 支援学級担任・担当学年 生徒指導主任 研修主任 | 市教委・SC（適宜） |
| 5 | 体育大会 | 事例研 | 体育 | 生徒指導主任 担当学年 | |
| 6 | | たてわり活動（～3月） CAP体験（4年） | 特別活動 | 児童会担当 担当学年 | |
| 7 | 個人懇談会 終業式 | 生活アンケート① 非行防止教室 (5, 6年) 研修全体会（人権含む） | | 生徒指導主任 担当学年 研修・人権主任 | |
| 8 | 夏季休業 | 教員対象の研修会 | | | 指導主事 |
| 9 | 始業式 地区別集会・集団下校 身体測定 学習参観 | | | 教務主任 養護教諭 | |
| 10 | 学習参観 校外学習 修学旅行（6年） | | | 担当学年 担当学年 | |
| 11 | 校外学習 にんげん学習交流会（6年） 野田っ子フェスティバル 地域青少年健全育成協議会 (登美丘地区) 林間学校 | | 特別活動 担当学年 | 児童会担当 地域行事担当 | |
| 12 | 弁論大会（登美丘地区） 個人懇談会 終業式 | 生活アンケート② | | 生徒指導主任 地域行事担当 | |
| 1 | 始業式 | | | | |
| 2 | 学習参観 | 生活アンケート③ | | 生徒指導主任 | |
| 3 | 卒業式 修了式 | 研修全体会（人権含む） 生徒指導全体会 | | 研修・人権主任 生徒指導主任 | |

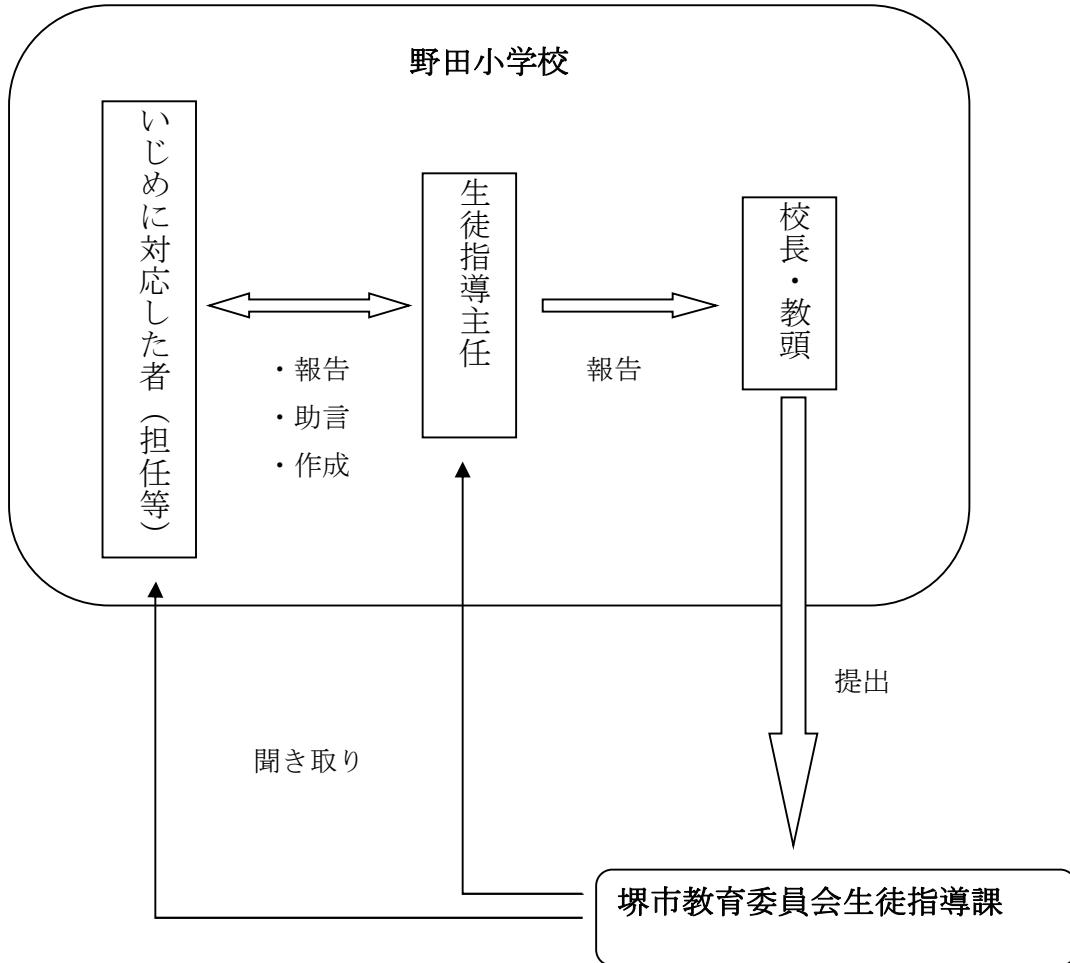
7. 市教委への報告について

市教委の報告書については、①いじめ報告書（ネットいじめ以外）と②ネットいじめ報告書の2種類がある。生徒指導主任が報告書のテンプレートを管理し、管理職が原本を保管する。

また、生徒指導主任が報告者として、いじめに対応した者（担任等）とともに聞き取ったことを記入することとする。いじめの対応について一定の見通しがたったときぐらいに提出する。

※ただし、いじめについて、重大事態に陥るケースについては、これに当てはまらない。

<基本的な報告の流れ>



<記入上の留意点>

- 被害児童、加害児童の名前を正確に記入すること。
- 対応の概要がわかるように具体的に記入すること。（具体的に）
- 加害児童から被害児童への謝罪の有無や加害児童の保護者から被害児童の保護者への謝罪の有無について必ず記入すること。

8. 関係機関について

<児童生徒のための相談窓口>

- ・学校教育部生徒指導課 TEL 072-228-7436
- ・電話教育相談こころホーン TEL 072-270-5561 (24時間365日)
- ・面接相談（電話予約）
 - ソフィア教育相談 TEL 072-270-8121
 - ふれあい教育相談 TEL 072-245-2527
- ・ネットによるいじめ
インターネットで『堺市 STOP ネットいじめ』を検索

<関係機関>

- ・子ども相談所 TEL 072-245-9197
- ・黒山警察署 TEL 072-362-1234
- ・堺少年サポートセンター 少年育成室 (大阪府警察本部少年課)
TEL 072-274-2355

